

## 茨木市有害獣捕獲事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により捕獲することを許可された鳥獣（以下「有害獣」という。）をくくりわなを使用して捕獲する事業に対し、市が補助金を交付することにより、継続的な有害獣捕獲活動及び特定鳥獣の数の調整活動を支援し、もって農林業の被害の軽減を図ることを目的とする。

### (補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、法第9条第8項に規定する従事者（第5第2号において「従事者」という。）で構成する大阪府猟友会茨木支部が行う、有害獣による農林産物の被害の軽減を図るためくくりわなを使用して有害獣を捕獲する事業とする。

### (補助対象経費)

第3 補助の対象経費は、有害獣を捕獲する事業に要する経費のうち、有害獣の捕獲に使用するくくりわなの購入費及び修繕費とする。

### (補助金額)

第4 補助額は、有害獣を捕獲したときに使用したくくりわな又は当該くくりわなの代用として新たに購入するくくりわな1基につき7,000円とする。

### (補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市有害獣捕獲事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 法第9条第1項に規定する許可に係る許可証の写し
- (2) 有害獣を捕獲した従事者であることを証明する従事者証の写し
- (3) 捕獲報告書

### (補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市有害獣捕獲事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

### (補助金の交付請求)

第7 第6の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市有害獣捕獲事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

### (補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

### (立入検査)

第9 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その

職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第 10 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第 11 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して 10 年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第 12 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第 13 市長は、補助金の使用について必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第11の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に交付申請がなされる補助金に

係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
団体名  
代表者名

印

（自署の場合は押印不要）

### 茨木市有害獣捕獲事業補助金交付申請書

茨木市有害獣捕獲事業補助金の交付を次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業
  
- 2 交付申請額
  
- 3 添付書類
  - (1) 許可証（写）
  - (2) 従事者証（写）
  - (3) 捕獲報告書

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名 様

茨木市有害獣捕獲事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市有害獣捕獲事業補助金は、次の条件を付  
けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長



様式第3号（第7関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

茨木市有害獣捕獲事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額